

平安貴族社会と「貴種」

金
玄
歌

【要約】 貴種は日本中世権門の上流階層の身分を表す概念であるが、その語は古代の史料からも見られる。古代史では貴種を天皇の血統と関連付けて、中世の貴種との関係は言及されなかつた。本稿は、史料上の「貴種」の用例を検討し、その成立と転換の考察を通して、古代から中世への転換期における社会の変容の様相を捉える。まず、九世紀の文人貴族による文書から「貴種」が三位以上ないし公卿の子孫、ひいては王臣家の子弟を指すことを明らかにした。歴史学ではあまり使われなかつた詩序を史料として活用し、貴族日記の記事を分析することで、持続的な公卿地位の継承なしに「貴種」と称される家柄の存在を一一世紀後半から確認した。同じ先祖を持つ門流から「貴種」の家とそうでない家が分岐する現象を通して、一一世紀中葉には貴族社会の変動に伴って「貴種」の家が成立し、家格の性格を帯びるようになった。「貴種」が中世権門の身分へとつながった点を指摘した。

史林 一〇〇巻四号 二〇一七年七月

はじめに

日本中世の身分構成を論ずる際に用いられる學術用語のひとつに貴種がある。黒田俊雄氏は中世の身分系列のひとつとして公家・寺社・武家といった権門の家産支配秩序を取り上げ、国家権力を分掌する諸権門の身分は公的には「権門体制」という国家体制のもとに序列化すると考えた。その身分系列に基づいてまとめられた中世の基本的な身分構成が貴

種・司(侍)・百姓・下人・非人である。その中で第一の身分である貴種は、王家・摂関家をはじめとする尊貴な家柄に属するもので、権門として政治権力を掌握する階級の身分として把握された。第二の身分の司・侍は貴種の家産機構や権力組織に属して奉仕するもので、貴種と司・侍の間には四・五位あたりを境に明確な区別が存在したという^①。高橋昌明氏はこれを踏まえて、官職昇進コースの固定化が貴族社会の中世的な家格を決定する要素であり、それは国家機構の存在を前提とした位階・官職に基づくとみた。そして、家格形成の画期のひとつである一一世紀中葉には、貴族社会の諸家が貴種と呼ばれる公卿・諸大夫(殿上人・地下)とそれ以下の侍の家に分化したとされる^②。つまり、先行研究によれば、中世の貴種は貴族社会において国家の官位を基準として規定された身分である。

もつとも、黒田氏は中世史料に現れる「貴種」の語を用いて権門体制における諸権門の上流階級の身分を表しており、その言葉は純粋な史料用語とはいえない。「貴種」はすでに九世紀の史料にも見られ、実は古代史の研究においても以前から言及されてきた言葉である。たとえば、橋本義彦氏は皇親出身で賜姓された源氏がその出自のために最高の貴種として優遇されたとみた^③。宇根俊範氏は、源氏の誕生と官界への進出により他の氏族とは隔絶した地位を持つ源平の貴種氏族が登場し、それに伴い九世紀には血の論理に基づく貴種の観念が生まれたと指摘した^④。こうした天皇の血を引くものを貴種と捉える見解に従えば、藤原氏は源氏とは逆に律令官僚の家柄として貴族社会に優位を占め、源氏の貴種氏族のレベルまで押し上げられたことになる^⑤。そして「天皇の権威を媒介に貴種性を獲得する」行為として親王元服に擬制した藤原時平の元服叙爵が行われ、時平・忠平が源氏の人々と同じ年齢で参議に列せられたことから、九世紀末より藤原氏が天皇の血筋に準じて貴種になったと理解されるのである^⑥。

しかし、古代史における貴種概念には天皇の血統が重視されており、先に指摘した官位秩序に基づく中世身分の貴種とは一貫性がないように見える。古代の貴種がいかにして中世権門の貴種につながるのかはあまり明らかにならず、一一世紀中葉に貴族の諸家が貴種とそれ以下の侍に分化するという高橋氏の指摘についても古代史側からの言及は見当た

らない。古代から中世への転換期という日本史上の重要な時期を論ずる上で、「貴種」は有効な分析視角になり得るため、古代・中世の「貴種」に対する整合的な理解が必要と考える。

本稿では、一般的に通用する術語の貴種に対して、史料上の表現およびそれに基づいた概念を「貴種」と表記する。これまで「貴種」についての専論は全くないと言ってよく、しかも日本の古代文学で扱われる詩序を用いた議論はなかったように思われる。そこで、詩序を含む平安時代の史料に散見する「貴種」に注目し、それが指す階層集団の性格を明確にしたい。本稿で論じるように、「貴種」の語は初出以来、指示対象の集団に変化が見出せるので、その歴史の変遷が当該期における社会の変容と密接に結びついたことを解明していきたい。貴種は「種」すなわち血筋・家柄に関わる言葉であるだけに、本稿の検討を通して、中世の家や家格についても新しい知見を得ることができよう。

- ① 黒田俊雄「中世の身分制と卑賤観念」(同『黒田俊雄著作集 第六卷 中世共同体論・身分制論』法蔵館、一九九五年、初出は一九七二年)一九一～一九五頁、同「中世の身分意識と社会観」(同書、初出は一九八七年)二四四～二四七頁。
- ② 高橋昌明「中世の身分制」(同『中世史の理論と方法——日本封建社会・身分制・社会史——』校倉書房、一九九七年、初出は一九八四年)二三〇～二三三頁。
- ③ 橋本義彦「源氏物語の舞台」(同『平安貴族』平凡社、一九八六年、初出は一九七五年)一四頁。
- ④ 宇根俊範「律令制下における改賜姓について——朝臣賜姓を中心として——」(『史学研究』一四七、一九八〇年)一三頁、同「氏爵と氏長者」(坂本賞三編『王朝国家国政史の研究』吉川弘文館、一九八七年)六七頁。
- ⑤ 橋本義彦「貴族政権の政治構造」(注③前掲書、初出は一九七六年)一〇二～一〇四頁、宇根俊範「律令制下における改賜姓について」(同『家成立史の研究』校倉書房、一九九一年、初出は一九八九年)二八七年、米田雄介「貴種になった藤原氏」(『本郷』四一、二〇〇二年)二八頁。
- ⑥ 服藤早苗「元服と家の成立過程——平安貴族の元服と叙位——」(同『家成立史の研究』校倉書房、一九九一年、初出は一九八九年)二八七年、米田雄介「貴種になった藤原氏」(『本郷』四一、二〇〇二年)二八頁。

第一章 九世紀の「貴種」

第一節 初出例の検討

「貴種」の歴史の変遷をたどるにあたって、まずは史料上に出現する「貴種」の用例として最も早いものに着目し、その語義を確認することしよう。それは天長四年（八二七）六月一三日太政官符に引用された都腹赤牒である。

【史料一】『本朝文粹』卷二、官符、天長四年（八二七）六月一三日太政官符

太政官符

応補文章生并得業生復旧例事 格

右得式部省解備、大学寮解備、文章博士正五位下都宿禰腹赤牒備、（七三〇）天平二年三月廿七日格備、文章生廿人、簡取雜任及白丁聰惠、（慧）不須限年多少者。而省去弘仁十一年十二月八日符備、太政官去十一月十五日符備、案唐式、（昭）昭文・崇文兩館學生、取三品已上子孫、不選凡流。今須文章生者取良家子弟、寮試詩若賦補之、選生中稍進者、省更覆試、号為俊士、取俊士翹楚者、為秀才生者。今謂良家、偏挾符文、似謂三位已上。縱果如符文、有妨學道。何者、大学尚才之処、養賢之地也。（マ）天下之俊咸來、海内之英並萃。游夏之徒、元非卿相之子。楊馬之輩、出自寒素之門。高才未必貴種、貴種未必高才。且夫王者之用人、唯才是貴。朝為廝養、夕登公卿。而況区区生徒、何拘門資。竊恐悠悠後進、因此解体。（中略）望請、（中略）選文章生、依天平格。謹請處分者。寮依解狀、申送省。省依解狀、請官裁者。（後略）

天平二年（七三〇）当時、文章生は定員二〇人で、雜任および白丁の中から聡明で知恵のある人が選ばれることになつ

ていた。しかし、弘仁一一年(八二〇)三品以上の子孫を取って凡流を選ばないという唐の昭文・崇文館の学生選抜基準に則って、文章生も「良家子弟」を取るように基準が変更された。「貴族化政策」ともいわれる、貴族による文章科の独占の試みに対して、その翌年文章博士に就任した都腹赤は異を唱えた。弘仁一一年官符に見える「良家」は三位以上にあたり、三位以上の高位高官の子弟に限って文章生を選抜することは学問の道を妨げると腹赤は述べている。なぜなら大学に集まる俊英たちは必ずしも卿相の子ではなく、卑しい家柄の出身者もいるからである。つまり、高い才能を持つ人は必ずしも「貴種」ではなく、「貴種」の人は必ずしも高い才能を持ってはいない。君主はただ才能を貴ぶのみであり、才能があれば卑しい役目の人でも公卿にまで昇れるのであるから、学生の門資にこだわる必要はないという。そこで腹赤は文章生の選抜基準をもとに戻すことを主張しながら「貴種」の語を使用したのである。

【史料一】に見える「貴種」は卿相の子にあたり、良家子弟、すなわち三位以上の子弟を意味するといえる。弘仁一一年における政策変更の根拠となった唐の昭文(のちに弘文に改名)・崇文生に関する記述をみると、弘文・崇文生は「縁是貴胄子孫、多有_レ不_レ専_二経業_一」とされ、三品以上の子孫から選ばれた彼らは「貴胄子孫」と称されたことがわかる。「貴胄」とは貴い家柄の子孫のことで、三品以上の官人に対する「貴胄」の表現は【史料一】の「貴種」と共通している。三品(三位)以上と「貴」の関係から、名例律_七六議・議貴条の「六議、議貴。(謂、三位以上。)」という条文を連想することもさほど難しくない。要するに、腹赤のいう「貴種」は三位以上、または公卿(卿相)といった高位高官の子孫を指す言葉であった。

腹赤は文章生出身で文章博士になった経歴を持ち、古代中国の歴史書や詩文に精通していたことを思えば、彼が使用した「貴種」の語はやはり古代中国の文献に見える表現を受け容れたものと推測される^④。その用例を見てみると、匈奴の呼衍氏・蘭氏・須卜氏の三姓は大臣の官職を世襲する「貴種」と称され^⑤、後漢以来高官を代々出し続けた名門太原王氏出身の王慧龍は「真貴種矣」と褒め称えられた^⑥。これは高位高官の家柄またはその出身者を指しており、いずれも君主の姓で

はない貴族の家であることに注目したい。もつとも、異民族の首長や異国の君主の家柄を「貴種」と呼ぶ例も見られる。たとえば、西突厥可汗を出した阿史那氏は「陰山貴種、代雄沙漠」とされ、靺鞨酋長の家の出である李多祚は「三韓貴種、百戰余雄」と称えられた^⑥。それでもこれらの例は中国の皇帝に臣従する異民族や異国出身の人に限られており、皇帝や皇族を「貴種」と称した例は全くと言ってよいほど見当たらない。つまり、古代中国の文献に見える「貴種」は臣下の貴族の家柄、高位高官の子孫に関わる概念である。腹赤による「貴種」の用例もまた同様なのである。

腹赤と同じく文章生出身で文章博士を歴任した菅原道真も「貴種」の語を用いて作文していたことは注目に値する。その用例から、「貴種」が都腹赤という一個人による表現に止まるのではなく、やはり中国文献に対する知識を背景として文章道関係者たちによって同じ意味合いで使用されたと推測できるからである。昌泰二年（八九九）道真が右大臣に任じられた時に奉った一回目の辞職表を見てみよう。

【史料二】『菅家文章』卷一〇、表状、辞右大臣職第一表^⑨

臣道一言。伏奉（真）今月十四日詔旨、以臣任右大臣。仰戴天慈、不知所措。中謝。臣地非貴種、家是儒林。偏因（宇多天皇）太上皇往年拔擢之恩、自至諸公卿今日昇進之次。無寝無食、以思以慮、人心已不縱容。鬼瞰必加睡毗。伏願、陛下高廻聖鑒、早罷臣官。非唯不奪志於匹夫、亦復得從望於衆庶。不堪懇款屏營之至、上表以聞。臣道誠惶誠恐、頓首々々、死罪々々。謹言。
昌泰二年二月廿七日 正三位守右大臣兼行右近衛大将臣菅原朝臣

道真は自分の門地が「貴種」ではなく、家は儒林なのに、往年宇多天皇から拔擢の恩を受けたために、今は諸公卿の昇進次第に到達したという。寝ず食わずで考えてみれば、自分の大臣就任は世間に受け入れられないはずなので、辞職を申し出ている。もちろん、辞職表なるものは高官への就任に際して形式的に出されることが多く、道真が本心で【史料二】

の内容通りに辞職を希望していたとは限らない。それにしても、道真は大臣任官に対する世間の目のある程度は意識しており、大臣として不適格である理由として「貴種」ではないことを挙げている。道真のいう「貴種」は大臣という高官に就任するにふさわしい家柄のことであって、前節で触れた「貴種」の概念とはば一致するのである。

米田雄介氏は、道真の右大臣就任の日に藤原時平が左大臣に任じられたことを指摘し、道真は時平の家柄を念頭に置いて「貴種」の表現を用いたと述べた。但し、米田氏はある家が貴種になるためには「皇統に準ずるような血統を有する」必要があるとし、藤原氏が「源氏と同じ年齢で参議に列せられ」る時平・忠平の代に至って貴種になったとみた^⑩。この見解によると、天皇の血統、またはそれに準ずる血統性の確保が貴種の判断基準となるが、果たしてそうであろうか。辞職表が提出翌日に返されて五日後、道真は二回目の辞職表を出したが、ここには「貴種」の意味がより明確にされている。

【史料三】『菅家文章』卷一〇、表状、重請解右大臣職第二表^⑪

臣道^(真)一言。去月廿八日、中使従四位上修理大夫兼行左近衛中将、備前権守在原朝臣友于至、奉^レ宣恩旨、返^レ臣上表。天無^レ不^レ覆、為^レ臣何約^レ其周。日無^レ不^レ臨、為^レ臣何輜^レ其照。(中謝)臣初拳秀才、後為^レ博士。類遷不^レ止、俄忝^レ崇班。曩者孫弘高弟、韋賢大儒、至^レ其居^レ專統^レ而属^レ具瞻、則年已著^レ与^レ学逾明^レ也。以^レ年言^レ之、臣少^レ於弘二十年。以^レ学論^レ之、臣不^レ及^レ賢千里。况復当时納言居^レ臣下^レ者、将相貴種、宗室清流。皆是臣抱^レ書卷、遊^レ黉門^レ之日、位望先貴、冠蓋自高。臣若不^レ獲^レ已、可就^レ朝列、猶踞^レ炬炭^レ以待^レ燒亡、履^レ冶水^レ而期^レ陷没^レ矣。(中略)伏惟、陛下追廻^レ寵命、賜^レ解^レ臣官、改授^レ其人、俾^レ賢得^レ路。不^レ任^レ戰越兢惕之至。謹再奉^レ表、陳^レ乞^レ以聞。臣道^(真)誠惶誠恐、頓^レ首^レ々々、死^レ々罪^レ々。謹言。

(八九九)
昌泰二年三月四日 正三位守右大臣云々

道真は、自分が秀才で登用されて博士となり、頻りに昇進を重ねて俄かに高位高官に到達したが、博士出身で七七歳で

丞相になった公孫弘に比べて年齢もまだ若く、大儒と呼ばれた韋賢より学才もなければ、現在自分の部下となる納言たちはみな「将相貴種、宗室清流」で、自分が学生であった頃にはみな高位高官に就いていたと述べた。このまま大臣職に居続ければ危険な状況に立たされるので、再び解官を願ひ出たのである。ここで「貴種」に「将相」という言葉がついていることに注目されたい。「将相貴種」は將軍や宰相を出す高貴な家柄のことで、皇族出身を指す「宗室清流」なる表現とは対比をなしている。昌泰二年当時の納言には、大納言の藤原高藤・源光、中納言の藤原国経・源希がいた。¹² 仁明天皇の皇子である源光、そして嵯峨天皇の孫である源希が「宗室清流」にあたるのであれば、藤原北家出身の高藤・国経は「将相貴種」と称されたことになる。藤原氏は、鎌足や不比等といった先祖たちの勲功によって、八世紀には子孫から高位高官が相次ぎ、代々公卿を出し続けていた。¹³ 延暦二二年（七九三）には「累代相承、撰政不絶」とされ、他氏族に優越した地位を認められるほどであった。¹⁴ このように相次ぐ高位高官の輩出は藤原氏の基本的な性格であり、藤原氏を「貴種」たらしめる根拠であった。したがって、官位秩序に基づく高位高官の「貴種」の概念に変わりはなく、藤原氏は時平以前にもすでに「貴種」であったと考えられる。

これまで見てきたように、三位以上ないし公卿の子孫であることが「貴種」の条件となる。但し、道真はやや変則的な言葉の使い方をしている。道真は【史料二】で自分の家柄を「貴種」ではないと述べたが、実際は祖父清公も父是善も公卿に列し、最終的には従三位に叙され、¹⁵ 前述した「貴種」の条件を満たしている。それでも道真が「貴種」を自称しなかったのは、おそらく藤原氏との対比を念頭に置いた表現であったろう。菅原氏は藤原氏に比べて改賜姓の時期も遅く、公卿への進出の歴史も浅かったため、肩を並べるほどではなかったし、累代高位高官として国政を担当する「貴」の家柄に対して学問を専門とする儒林の家というコントラストをつけたと推測される。

第二節 王臣家との関係

道真の変則的な言葉遣いの例はもうひとつ挙げられる。道真は皇女に対しても「貴種」の表現を使用しているのである。

【史料四】『菅家文章』卷七、議、皇帝為族曾祖姑太皇太后製服并令天下素服議

檢開元礼曰、皇帝本服、大功以上親喪、皇帝不視事三日。又曰、總麻三月。成人正服、為族曾祖姑在室者報。曾祖之姊妹。皇帝所絶、傍親無服者、皇帝皇子、為之降一等。又案本朝令曰、皇帝二等以上親、若散一位喪、皇帝不視事三日。三等以上親、百官三位以上喪、皇帝皆不視事一日。義解曰、不視事三日者、唯為三月以上服故也。然則太皇太后者、皇帝之族曾祖姑、天子之宜無服制者也。故本朝不列五等之親、々遠也。唐制猶絶三月之服、々輕也。明知、皇帝廢事、証拠无文、天下素服、因循不例。唯太皇后之尊名、内親王之貴種、礼制雖無正文、同家宜有別議。

(八七九)
元慶三年三月二十五日

從五位上式部少輔兼文章博士菅原朝臣某定
(道真)

元慶三年(八七九)三月二三日、太皇太后の正子内親王が亡くなった^⑩。嵯峨天皇の皇女である正子内親王は当時在位中の陽成天皇にとって曾祖父の姉妹(族曾祖姑)にあたるが、日本には族曾祖姑の死に対する天皇の服制の規定がなかった。この問題を検討した道真は、確かに族曾祖姑の死に対する天皇の廃務および喪服の規定や先例は見当たらないが、正子内親王が太皇太后の尊号を持ち、「内親王之貴種」であったので、別に議論すべきであるとの意見を述べた。

前述のように「貴種」は皇族を含まない異姓の高位高官の家柄を指す言葉である。内親王は天皇家出身の女性なので「貴種」と称されないはずである。それにもかかわらず、道真は貴族の秩序に基づいた「貴種」の語をもって皇女の内親

王をも表現した。天皇家の一員が高位高官の子弟と同列に「貴種」として扱われるのはどのような意味を持つのか。

「貴種」の語が日本の史料に現れたのは九世紀前半のことであるが、奇しくもその時期には「院宮王臣家」なる勢力が旺盛な活動を展開していた。「貴種」が三位以上の子孫であることは前述したが、その三位以上の官人には家令職員令によって「家」という家政機関が認められた。ところで、家令職員令には一品から四品までの親王・内親王の家についても規定が見られる。このような親王および三位以上の諸王・諸臣の家を王臣家という。王臣家は「王臣勢家」と呼ばれるほど権勢をふるい、文章道のような学問の世界にも王臣家の勢力が及ぶようになったのではなからうか。

秀才・進士科に対応するために登場した文章道は公文書の漢文を解読する上での教科内容の実用性から貴族の関心を集めたし、八世紀後半～九世紀前半には文章生が官吏登用試験に応じずに直接内官に任じられる出身体系が確立したとされる^⑧。文章生選拔基準を三位以上の子弟とした弘仁一年の「貴族化政策」はまさに任官ルートの確保の面で文章生に目を付けた王臣家による文章科の独占の試みであったと考えられる。三位以上の「良家」というのはすなわち王臣家のことであり、腹赤は王臣家の文章道への進出の実態を表すために「貴種」の語を使用したことになる。九世紀における「貴種」の出現は王臣家の勢力と関連しており、道真がその勢力の一員にあたる内親王を「貴種」と呼んだのは、あながち不思議なこととは言い切れない。

要するに、九世紀前半に出現した「貴種」の語は、天皇の血を引くかどうかを基準とした語ではなく、三位以上という位階（とそれに連動する官職）を基準とした文人たちによる他称表現であるが、それは当時の実態においては王臣家の子弟を指す言葉として機能していた。院宮王臣家の活動は九世紀以降にも続き、その子弟は高い地位を維持して平安貴族社会の最上層を構成した。そして王臣家はやがて権門へと発展していく。そうした側面からみれば、「貴種」は古代から権門の身分に関わる概念として提示されたものといえよう。

- ① 桃裕行「平安時代初期の大学寮の状態」(同)桃裕行著作集1 上代学制の研究(修正版) 思文閣出版、一九九四年、初出は一九三七年) 九三頁、古藤真平「文章得業生試の成立」(『史林』七四・二、一九九一年) 六六頁。
- ② 『内裏式』の末尾に、弘仁二年(八二二)正月三日付で「文章博士從五位下兼行大内記臣桑原公腹赤(弘仁二年桑原公より都宿祢に改姓)とある。前任の文章博士菅原清公が同年式部大輔に転じた(『続日本後記』承和九年(八四二)一〇月丁丑条)ことから、腹赤は弘仁二年正月に就任したと推定される。ちなみに、腹赤は天長二年(八二五)に亡くなった(『日本紀略』天長二年(八二五)七月七日条)ので、隙は八二一―八二五年の間に作成されたことになる。
- ③ 『唐会要』卷七七、貞孝下・宏文宗文生挙、開元二年(七三八)正月八日勅。
- ④ 「高才未_レ必貴種、貴種未_レ必高才」という文章表現の出典は不明であるが、『文選』に「高才而無_レ貴仕」(卷五四、論四、劉孝標「辯命論」)「有_レ大才、而無_レ貴仕」(卷一〇、紀行下、潘安仁「西征賦」)という文章が見られるので参考になる。ここにいう「貴仕」は高い官職に就くことを意味し、やはり高位高官に関わる表現である。
- ⑤ 『史記』卷一一〇、匈奴列伝。
- ⑥ 『魏書』卷八八、王慧龍伝。太原王氏の名門大族としての性格につ

第二章 一世紀後半以後の「貴種」

第一節 史料上の再登場

九世紀の「貴種」は文章生出身の文人貴族により作成された文書にのみ見られ、それ以外の例は確認できない。そして、

- いては守屋美都雄『六朝門閥の研究——太原王氏系譜考——』(日本出版共同、一九五一年)二八―二九頁。
- ⑦ 『旧唐書』卷八九、狄仁傑伝。
- ⑧ 『旧唐書』卷一〇九、李多祚伝。
- ⑨ 『本朝文粹』卷五にも収録された。
- ⑩ 米田雄介「貴種になった藤原氏」二七―二八頁。
- ⑪ 『本朝文粹』卷五にも「同第二表」の題目で収録された。
- ⑫ 『公卿補任』昌泰二年(八九九)条。
- ⑬ 『藤氏家伝』下巻、武智麻呂伝、『続日本紀』天平宝字元年(七五七)閏八月壬戌条。
- ⑭ 『日本紀略』延暦二年(七九三)九月丙戌条。
- ⑮ 『扶桑略記』元慶四年(八八〇)八月三日条、『続日本後記』承和六年(八三九)正月庚申条、『日本三代実録』貞観一四年(八七二)八月二五日・元慶三年(八七九)十一月二五日条。
- ⑯ 『日本三代実録』元慶三年(八七九)三月二三日条。
- ⑰ 『日本後紀』大同元年(八〇六)八月壬午条。
- ⑱ 桃裕行「平安時代初期の大学寮の状態」八五―八六頁、岸野幸子「文章科出身者の任官と昇進——藏人との関係を中心に——」(『お茶の水史学』四二、一九九八年) 八三頁。

一〇世紀から一一世紀前半にかけては「貴種」が史料に一切見られなくなる。その語が史料に再び登場するのは、それから約一五〇年を経た一〇五〇～六〇年代のことである。藤原明衡により執筆された詩序の文章がそれである。それについては、後で詳しく見てみることにする。

「貴種」の史料上の再登場に関して注意されるのは、一一世紀末からは貴族の日記にも「貴種」の語が散見するようになるという点である。もちろん、史料の残存状況によるバイアスの可能性もあり得ようが、比較的に古記録が多く残されている撰関期に「貴種」の用例が確認されないのは興味深い。もし一一世紀末から貴族の日記における「貴種」の出現が認められるとすれば、この時期に「貴種」という言葉が貴族社会の中でより広く用いられて定着したことになる。本章では、その背景にはいかなる社会的な変化を想定できるかについて考察していきたい。まずは貴族の日記における初出である【史料五】を見てみよう。

【史料五】『中右記』承徳二年（一〇九八）一〇月一二日条

（前略）秉燭之後、探題法印権大僧都覺真被_{〔信〕}參之後、改_{〔勅〕}勅使座、則移着。／講読師退下、堅者參礼仏。讀_{〔上〕}短冊、登_{〔高〕}高座。次分_{〔短冊〕}短冊。一問已講頼嚴_{〔及〕}四重_{〔之〕}、次々問如_{〔例〕}。／堅者名覺樹、年二十、東大寺。【三論_{〔源〕}】、故六条右府息、右少将顯雅_{〔源〕}同母云々弟。故法印慶信弟子也。論義骨法尤得_{〔其〕}其道。誠是_{〔仏〕}日之光華、法水之舟楫者。已列_{〔三〕}三論之学徒、定為_{〔一〕}一宗之棟梁歟。抑云_{〔探〕}探題、云_{〔堅〕}堅者、共是_{〔槐〕}槐門貴種也。法会之面目、学道之英雄也。堂中僧侶皆以感歎。〔後略〕

この記事は維摩会第三日に行われた堅義について述べられたものである。大僧都覺信が探題の任にあたり、堅者は右大臣源頭房の子覺樹であった。記主の藤原宗忠は、探題の覺信もみな「槐門貴種」であると記している。これは仏教界、特に三論宗における学問の優越性に対して、世俗の血統の尊貴性を謳った表現といえる。同月三〇日、加持を

表 『詩序集』の「貴種」用例

（『詩序集 下』解題）（『詩序集 下』宮内庁書陵部、1975年）の表、佐藤道生「『詩序集』成立考」（同『平安後期日本漢文学の研究』笠間書院、2003年）の〔表〕をもとに、一部修正して作成。作品番号は上記の表による。）

作品番号	詩題	詩会の開催年	開催者	作者	内容
1	秋日同賦 湖山開旅雁	大治2年(1127)前後 ～同5年(1130)	中務権少輔 源師能	藤原永光	「中書侍郎、風槐之孫枝、露棘之貴種也。」
4	九月十三夜同賦 月下多軒騎	保安2年(1121)	前加賀権守 藤原忠基	彈正少忠 平光俊	「具外刺史、早出槐風棘露之枝葉、更韜楊金荆玉之光輝。」 「貴種声価不光古乎。」
5	秋夜同賦 月明妓女家	長承元年(1132)	左少弁 藤原公行	越前少掾 菅原在業	「尚書左少丞、出槐棘之貴種、好洙泗之遺流。」
6	秋夜同賦 月明貴賤家	嘉承2年(1107) ～保安元年(1120)	左親衛次將 藤原忠宗	藤原茂明	「次將、稟貴種而仕羽林、遙朝東漢三輔之良家。」
13	秋夜同賦 南北月光明	元永2年(1119)前後	治部少輔 源俊隆	藤原惟俊	「源侍郎、以槐棘之遺芳、賞叢条之美景。貴種之兼材名也、慕風譽於舜之十六族。」
14	暮秋同賦 秋景滿辺塞	元永2年(1119) ～保安2年(1121)	中務少輔 源忠宗	文章得業生 藤原永範	「中書侍郎者、出槐庭棘路之貴種」
15	初冬同賦 林園落葉輕	大治2年(1127) ～同4年(1129)	筑前守 藤原公章	民部大丞 藤原忠理	「刺史、貴種稟局、既為九棘之孫枝」
16	初冬同賦 落葉滿樓台	元永元年(1118)	散位 藤原某	前文章得業生 藤原因能	「藤二千石、伝貴種於紫棘之家」
30	冬日同賦 氷為行客鏡	永長～長治年間 (1096～1106)前後	少納言 藤原某	主計助 大江家国	「藤給事中、出槐棘累代之貴種、期榮晋以不遠。」
36	春同賦 蔭花調雅琴応教	天喜5年(1057) ～康平4年(1061)	参議左中將 源俊房	藤原明衡	「相公……伝貴種而重儒術、北海之劉睦同譽。」

行つて中宮篤子内親王の病気を治した天台座主仁覚は「一門之棟梁、累葉之貴種」と称えられたが、ここでも仏教界の地位との対比として世俗の出自に「貴種」の語が用いられている。

ここで「槐門」という言葉に注目したい。「槐」は三公、すなわち大臣を指し、「門」は門地だから、槐門とは大臣の家柄のことであろう。九世紀の「貴種」は直接的には三位以上や「将相」の子弟を指して、父ないし祖父の官位が基準とされた。それに対して、「史料五」に見える「貴種」は「槐門」なる家柄の存在が意識されている。いわゆる大臣の家に生まれたことに焦点が当てられるのである。

こうした様相は同時代の詩序からも確認できる。平安中期から上級貴族の邸宅では詩宴が開催されることが多くなったが、詩序はそうした宴会で詠まれた詩群の序文であり、詩宴の主催者の意向に従つて、おおよそ文章生出身の儒者により作成された^②。したがつて、詩序には主催者の上級貴族を褒め称える文言が必ずと言つてよいほど現れた。「貴種」はそのうちのひとつなのである。たとえば、平安後期の詩序を集大成した『詩序集』^③（現存するのは下巻のみ）を見てみると、下巻に収められた四六篇の詩序のうち「貴種」の語が見られるものは一〇篇である〔表〕参照。一〇五〇～六〇年代に成立した作品番号36を除けば、いずれも一一世紀末～一二世紀初葉に作られたものである。各例の文章を確認すると、「風、槐之孫枝、露、棘之貴種」(1)「槐、棘之貴種」(5)「槐庭、棘路之貴種」(14)「貴種稟、局、既為、九、棘之孫枝」(15)「伝、貴種於紫棘之家」(16)「槐棘、累代之貴種」(30)など、ほとんど槐(＝大臣)・棘(＝公卿)の語が伴われたことがわかる。特に「紫棘之家」「槐棘累代之貴種」のように、公卿の家、大臣や公卿を代々出してきた家柄の出身者を指す表現が目立つ。これらの表現は前述の「槐門」に通じるものがある。つまり、一一世紀末以後にはいわゆる大臣・公卿の家門の存在が確認でき、その家柄の子孫が「貴種」と称されたといえよう。

このように見ていくと、36の詩序に出てくる「貴種」もやはり同様に大臣・公卿の家柄の子孫といえるのではなからうか。実は、この36こそ本章の冒頭で取り上げた史料上の再登場の例である。【史料六】を見よう。

【史料六】『詩序集』下、36「七言春陪淳風坊水閣同賦蔭花調雅琴応教詩一首并序」^④

七言春陪淳風坊水閣同賦

蔭花調_三雅琴_三 応教詩一首_レ以_レ春_一并序

(源師房)

(源俊房)

淳風坊裏有_二一名区_一。泉石之幽奇、甲_二于天下_一之勝境矣。蓋乃源_二重相_一風月_二翫_一花鳥_二之地也。爰左親_二衛相公_一以_レ彼家督、占棲居於水閣、開_レ賞席於林亭。雲客風人、乘_レ堅_レ驅_レ良。依_レ其招引、忽_レ以_レ公_レ遇。(中略)耆艾之輩、各相語曰、相公居_二武職_一而好_二詩章_一、東漢之鄧禹比_レ名。伝_二貴種_一而重_二儒術_一、北海之劉陸同_レ譽。(中略)明衡_二學_一藜床_二而臨_レ老、競_二寸陰_一幾年。沉_二李部_一而隔_レ榮、逢_レ春何日。慙_二課_一魯愚、猥_二染_一楚筆_二云_一介。

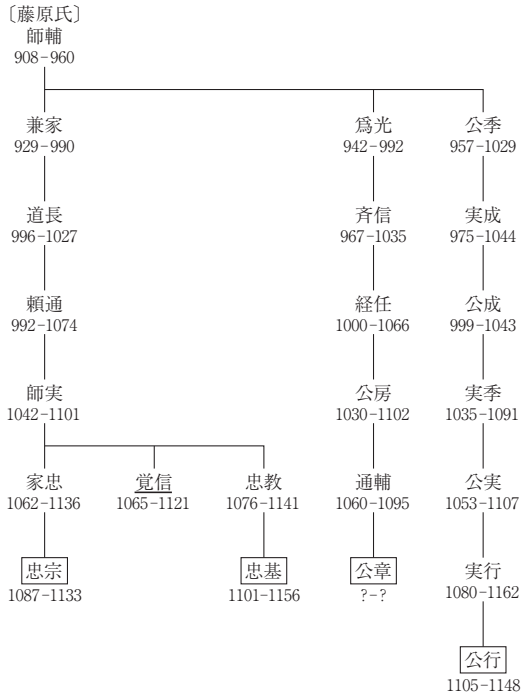
この詩序は文章生出身で文章博士を歴任した藤原明衡が天喜五年(一〇五七)から康平四年(一〇六一)までの間に執筆したものである。^⑤明衡は「耆艾之輩」の話を引いて、俊房が「貴種」を伝えながら儒術を重んじて「北海之劉陸」と誉れを同じくしたという。劉陸は北海王に封じられた後漢の宗室であり、村上天皇より三世で具平親王の孫である俊房は天皇の後裔として「貴種」を伝えていると表現された。ここにいう「貴種」は三位以上の子孫というよりも、天皇の血を引いて大臣・公卿を出した村上源氏の家柄を指すものといえる。俊房の孫にあたる師能は「風槐之孫枝、露棘之貴種」(一)といわれ、大臣・公卿の家柄の出身が強調されている。このような理解が正しければ、「貴種」の語が再登場する一世紀中葉には、大臣・公卿の家門が形成されつつあり、その家柄の子孫が「貴種」と称されるようになったとみることが可能であろう。

第二節 「貴種」の家

それでは、当時「貴種」とされた大臣・公卿の家門には具体的にどのような人々の家があったのかを確認していきたい。

図一 「貴種」関連系図

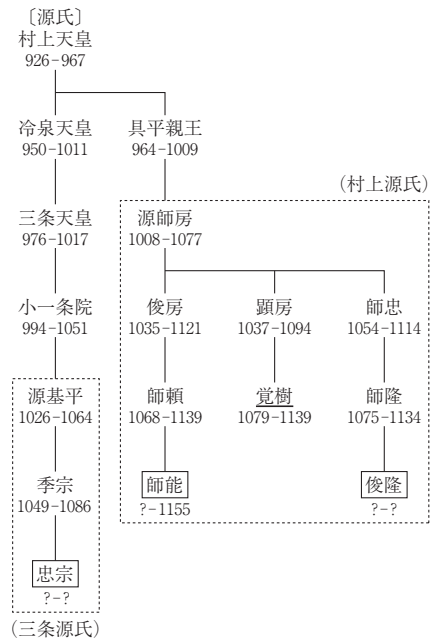
(四角は【表】、下線は【史料五】に見える「貴種」とされた人物)



【史料五】に登場する覚信は関白藤原師実の子で、覚樹は村上源氏で右大臣源顕房の息子である。『詩序集』下巻に「貴種」と称された詩宴開催者のうち、名前と家系が確認できる人物は八人である。以上の一〇人の家系をまとめて表したのが【図一】である。彼らは大きく二つのグループに分けられる。ひとつは藤原師輔の子孫、もうひとつは村上天皇の子孫にあたる村上源氏および三条源氏である。前者の場合、最終官位が正二位・右大臣であった藤原師輔以来、数代にわたって三位以上の公卿に到達した人々が続いている。後者も源師房（最終官位は従一位・右大臣）と源基平（最終官位は従二位・参議）に始まり、その子孫も公卿へ進出した。

しかし、大臣・公卿の家とは言っても必ずしもすべての家の構成員が公卿に成り得たわけではなかった。たとえば、藤原公章の父通輔は五位藏人のまま三六歳で亡くなり、源俊隆の父師隆は正四位下・大藏経に止まっていた。^⑧ こうして公卿への進出が父の代に途絶えた人でも依然として大臣・公卿の家の「貴種」と呼ばれたのは注目すべき点である。

一方、藤原氏の人々が九世紀に「貴種」と称されたことについては前述したが、この時期には藤原氏の中でも「貴種」と呼ばれる家とそうでない家が分かれていた。後



而今年有_レ所_レ思之上、建春門院_レ拜礼、上皇御_レ熊野之間一所_レ拜礼、故入道_レ爲_レ右大臣_レ參給、准_レ拋佳例也。加之、北白川院雖_レ非_レ可_レ貴。又高倉院崩御後、建礼門院_レ拜礼、故内府_レ被_レ參、故入道殿御計也。公卿歟_レ美福・建春・七条・修明_レ等、院等。但前執政人者猶不_レ可_レ參歟。崇重之故也。引_レ檢先例_レ一_レ處、保元三年美福門院_レ拜礼、六条攝政被_レ參。于時鳥羽院崩御之後也。

この記事は安貞二年(一二二八)元日に右大臣九条教実が御所に行つて女房に会つた時、女房が持参した女院への拜礼の先例に関して記したものである。栗山圭子氏はこの史料に触れて、院政期における女院拜礼の条件は「国母たることと同時に、院との同宿関係にある院正妻であること」であつたと論じた^⑩。しかし、史料を見てみると、国母が「貴種ではない」点がまず問題とされ、その次に上皇との同宿の如何により女院拜礼が決定されている。院政期の女院拜礼は院との同

者の諸家の面々を見せてくれるのが【史料七】である。

【史料七】『玉葉』安貞二年(一二二八)

正月一日条

(前略)右_レ府依_レ召_レ參_レ御所、謁_レ女房。

云々持_レ參_レ女院拜礼事始_レ遡_レ近。美福院拜礼、

(鳥羽院崩之後)法性寺殿不_レ參給。七条院

拜礼、故禪閣不_レ參給。是非_レ貴種_レ之_レ国母、

上皇無_レ御同宿_レ之時、必不_レ可_レ參故云々。

仍此兩年併遲參不_レ參也。関白同_レ被_レ參歟。

宿も重要な条件ではあるが、その前に国母の「貴種」性が重視されたのである。

先例によれば、鳥羽院崩御後の美福門院への拝礼の時、関白藤原忠通は不参したという。また、七条院が国母であった時の拝礼には関白の九条兼実が不参した。国母が「貴種」ではないうえ、上皇と同宿していなければ、拝礼には参らないことになっていたからである。したがって、当時国母であった北白河院に対しても、ここ兩年は関白が拝礼に遅参または不参した。但し、建春門院拝礼と高倉院崩御後の建礼門院拝礼の例に準拠して、安貞二年には拝礼が考慮された。以上で挙げられた人々はいずれも「貴種」ではないとされた。建春門院・建春門院は桓武平氏であり、美福門院・七条院・北白河院は藤原北家の人々である。美福門院は末茂流の出身で「諸大夫女」と呼ばれたように諸大夫の家柄にあたる。一方、道隆流の七条院と頼宗流の北白河院は系統をたどれば師輔の子孫にあたる。同じ師輔の子孫の中から「貴種」と呼ばれる家とそうでない家が分岐していったのである。

もしそれまで「貴種」と称されなかった家の出身者が公卿に昇り、その子孫が公卿の地位を継承した場合には、新たに「貴種」の称号を獲得することはできたのであろうか。【史料八】からその状況が推測されよう。

【史料八】『三長記』建久六年（一一九五）一〇月六日条

六日、晴。後聞、今夜日野入道中納言（藤原）資長入滅。（兼光）賢息昇黄門、（資実）嫡孫帶蘭台。非貴種之外、存日見此栄光、且無先例。雖為壽幸人之命、皆有終、可悲。

藤原資長は北家真夏流に属する日野家の人である。父実光の最終官位は従二位・権中納言であり、父はすでに公卿に列していた。資長も養和元年（一一八一）出家当時正二位・民部卿に達していた¹³。そして、資長の子兼光は寿永二年（一一八三）参議、文治二年（一一八六）権中納言に任じられ、孫の資実は建久元年（一一九〇）には右少弁、同五年には左少弁に

なった。¹⁴⁾ こうした子孫の栄光を生存中に見ることは「貴種」以外には先例がないとされたのである。この記事によれば、資長は「貴種」ではなく、父の代から息子まで数代にわたって公卿が出されても「貴種」とは称されなかった。

以上、一一世紀後半以後の史料に見える「貴種」の事例から、再び出現した「貴種」の性格の変化を読み取ってみた。九世紀の「貴種」が三位以上、または公卿という父祖の官位を基準とする概念であったのに対し、この時期の「貴種」は特定の家々に限られた。新たに公卿進出の道を開いた家でも「貴種」に仲間入りすることはなかった。「貴種」の地位を固定的に確保した彼らの家系こそ「貴種」の家」と称されるにふさわしい家柄であった。

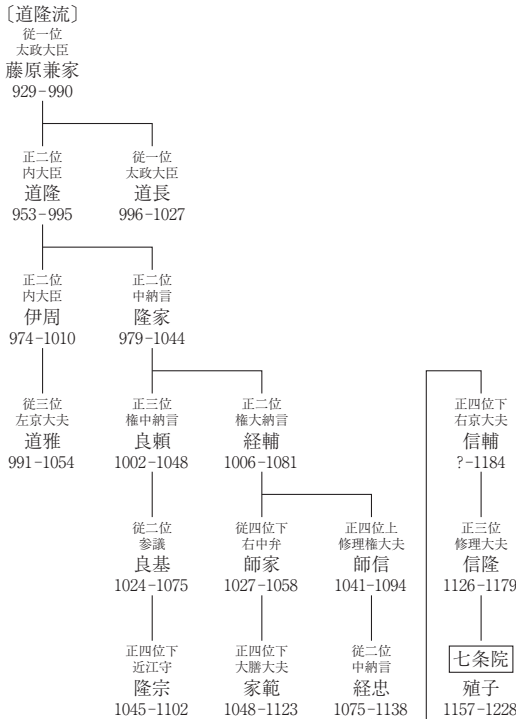
- ① 『中右記』承徳二年(一〇九八)一〇月三日条。
- ② 佐藤道生「詩序と句題詩」(同『平安後期日本漢文学の研究』笠間書院、二〇〇三年、初出は一九九八年)一七三―一七四頁。
- ③ 宮内庁書陵部所蔵。下巻のみの残欠本で、貞和五年(二三四九)の写本である。収録された作品の執筆時期の下限である長承元年(一一三三)秋からさほど隔たらない頃に成立したとされる。影印本が宮内庁書陵部により一九七五年公刊された。『詩序集』については、影印本巻末の解題および佐藤道生「『詩序集』成立考」(同、注②前掲書、初出は一九八五年)を参照。
- ④ 『本朝統文粹』巻九、詩序中にも「明衡朝臣蔭花調雅琴詩序一首」の題で収録されている。
- ⑤ 佐藤道生「『詩序集』成立考」では、この詩序の成立時期の上限を天喜六年(一〇五八)としている。それは源俊房の参議任官日を天喜五年三月三日とする「公卿補任」の記載によるとと思われる。確かに「公卿補任」の宮内庁書陵部所蔵本(国史大系本の底本)には「三月卅日任」とあるが、三条西家本と九条家本には「二月卅日任」となっており、『中右記』保延二年(一一三六)正月十八日条に「天喜五年

二月廿二日除日始、(中略)卅日入眼」と見えるので、俊房は天喜五年二月三日参議に任じられたことになる。三月三日日に任官したとすれば、春の詩会は翌年の天喜六年を上限と推定されるが、二月三日となったら天喜五年三月に詩会が開催された可能性もあるので、ここでは詩序作成時期の上限を天喜五年とする。

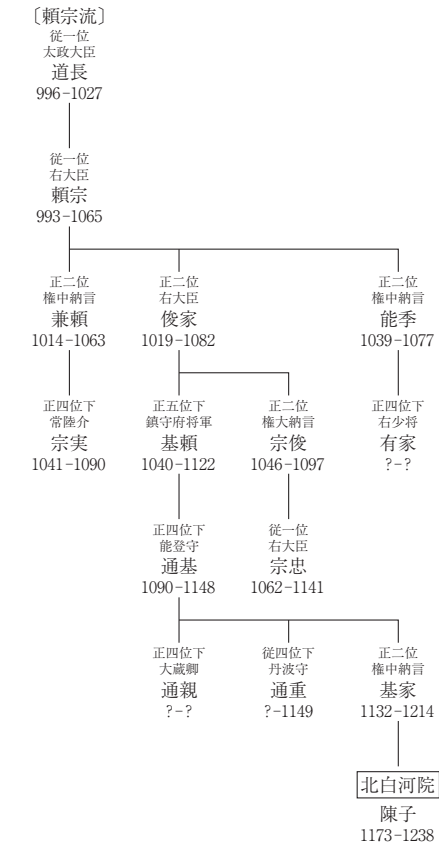
- ⑥ 『後漢書』卷一四、宗室四王三侯列伝。
- ⑦ 『尊卑分脈』撰家相統孫、覚信。
- ⑧ 『中右記』嘉保二年(一〇九五)四月二四日条。
- ⑨ 『尊卑分脈』村上源氏、師隆。
- ⑩ 栗山圭子「中世王家の存在形態と院政」(同『中世王家の成立と院政』吉川弘文館、二〇〇二年、初出は二〇〇五年)二二三―二二五頁。
- ⑪ 『台記』康治三年(一一四四)正月一日条。
- ⑫ 『公卿補任』天養元年(一一四四)前権中納言従二位藤実光。
- ⑬ 『玉葉』治承五年(一一八二)二月二七日条。
- ⑭ 『玉葉』寿永二年(一一八三)二月一日条、『公卿補任』文治二年(一一八六)権中納言従三位藤兼光、建仁元年(一一二〇)参議正四位下藤実実。

「貴種」の家はいつ、どのようにして成立したのか。残念ながら、一〇世紀から一一世紀中葉にかけての史料には肝心の「貴種」の語はほとんど見られず、変化の様相を看取することは難しい。そのため、本章では「貴種」の家の事例をより具体的に分析することによって、「貴種」の家とそうでない家との分岐点、そして、「貴種」の新しい概念への転換について説明することにした。

図二 道隆流・頼宗流略系図



とりあえず、父が公卿に到達していないにもかかわらず「貴種」と呼ばれた藤原公章と源俊隆の例を見てみよう。藤原公章の祖父公房の極官は参議であり、師輔から為光―斉信―経任―公房へとつながる五代の間には大臣または公卿が出現している。^①ところが、公章の父通輔は夭折したため五位止まりであった。公章は五位の子息でありながら依然として「貴種」と称され得た



ので、為光流は遅くとも公房の時代、すなわち一一世紀中葉には「貴種」の家として確立したといえる。源俊隆の場合にも、曾祖父の師房の極官は右大臣で、祖父師忠は大納言に到達した^②ので、村上源氏の一門が「貴種」の家となった時の下限は同じく一一世紀中葉と考えられる。

続いて、「貴種」でない家の成立時期を確認することにしたい。【史料七】によれば、七条院と北白河院の家系に注目すべきである(【図二】参照)。

まずは七条院の道隆流から見てみよう。道隆は永観二年(九八四)從三位に叙されて公卿に列し、永祚元年(九八九)には内大臣に任じられた^③。道隆の子息のうち、伊周は内大臣に任じられ、隆家は正二位・中納言にまで達した^④。ところが、長徳二年(九九六)花山法皇に矢を射かけた事件や私に太元帥法を行ったことなどにより、伊周と隆家は左遷されてしまった^⑤。二人はその後朝廷に復帰したものの、その子孫から大臣・公卿の輩出は続かなかつた。伊周の子道雅は從三位から昇進できず、その子二人は出家した。隆家の子には良頼と経輔、孫には良基が公卿に列したが、それから四位以下を最終官位とする子孫が現れた^⑥。経輔の子師信は丹後守・播磨守を歴任したが、正四位上のまま死亡した。師信の子経忠は公卿に列して從二位まで昇つてはいたが、以前に周防守・安芸守・近江守など受領の職を歴任している^⑧。その後も信輔は因幡

守、信隆は因幡守・伊予守に任じられるなど、道隆流の人々は受領の経歴を重ねていった。おそらく経輔の子息から「貴種」の家から外れる系統が現れたであろう。

次に北白河院は頼宗流より分かれた持明院家の出身である。頼宗は道長の次男で、最終官位は従一位・右大臣である。その子息である兼頼・俊家・能季らは公卿に列したが、俊家の子孫を除いては子や孫の世代で公卿の進出は続かなかった。俊家の子でも宗俊の家系が代々大臣・公卿を出すのみで、基頼は「嗜弓馬好鷹犬達武略」する人物で、陸奥守・鎮守府將軍などに任じられた^⑪。子の通基は正四位下・能登守で、通基の子通親や通重も受領に任官した。同じく通基の子で北白河院の父である基家は公卿になる前には能登守・美作守を経た。基家から始まる持明院家は馬芸・鷹飼・小弓を家業とした^⑫というが、これは基頼に由来するものといえる。したがって、北白河院が非「貴種」の国母とされたのは、その家柄が俊家の時代に「貴種」から落伍したことによる。

こうしてみると、一一世紀中葉において、大臣ないし公卿を出し続けたことによりそれまで「貴種」と称されてきた家柄の中から、公卿進出が難しくなった一門は「貴種」のグループより離脱したといえる。そして、この時期に「貴種」と呼ばれていた「貴種」の家は公卿への昇進が続かない場合にもその地位を失わなかった。つまり、「貴種」の家から非「貴種」が分離する一一世紀中葉は「貴種」が家格としての性格を明確化した時期なのである。

何故に「貴種」の家は一一世紀中葉に確定され始めたのか。当時の貴族社会の編成からその経緯を推測してみよう。撰関政治体制の形成に伴って、撰関の子弟を中心とする藤原氏諸流と一部の源氏が近衛府の上級官職などを経る公卿への昇進ルートを独占したため、「貴種」と呼ばれ得る公卿の子弟も撰関の子孫と諸源氏に限られるようになった。ところが、撰関・外戚の地位が道長の家系に限定され、天皇の外戚関係とは関係なしに公卿の地位を継承する人々が増えていった^⑬。撰関の地位から排斥された道隆流のような家柄の公卿進出は難しくなった一方、撰関と外戚の分離により、外戚関係を持たずに撰関の地位を継承する撰関家、そして外戚として太政大臣への官途を確保する諸家が出現した。公卿進出の様相が

変わり、家格が成立して貴族社会が再編されるという状況の中で、撰閥家を中心とする大臣・公卿を継承してきた諸門流は、他の上級貴族の家柄とは区別される「貴種」の家と認識され、その家柄にのみ「貴種」の語が限定された。ここで「貴種」は家格の概念へ転換したのである。

そのような意識の発露と見られるのが「凡種」の出現である。藤原頼長は日記『台記』で久安六年(一一五〇)皇后宮権大属に任じられた三善康光に触れて、康光が「其人雖凡種、能知諸国調庸等事、感其事、所奏任也」と記している。これが貴族の日記における「凡種」の初出と思われる。「貴種」の家の縮小化に続いて凡種の語が出現し、さらにそれが撰閥家の頼長により用いられている点は注目すべきである。また、久寿二年(一一五五)頼長が左大臣・内覧などの辞職表を奉った時、行列には家司の中原広季・藤原知経、職事の源雅亮・藤原憲忠が参加したが、行列での位置は位階を基準とすれば広季・雅亮・憲忠・知経の順になるのを広季が「凡種」と称して後ろに行く結果となった。このように凡種という家柄が個人の官位より優先される状況がうかがわれる。凡種と対をなす一二世紀の「貴種」が家柄の系統をより強調されたのも推測できる。

僧侶の俗世での出身を表すために「貴種」の語が使用されたことについては前述したが、僧侶の「貴種」の初出例として【史料五】に登場する覚信は撰閥家の子弟であった。覚信は承保元年(一〇七四)一〇歳で興福寺に入り、後に一乗院院主となったが、その経歴は「撰録御子御下向于当寺之最初也」「一乗院貴種始」とされた。大治二年(一一二七)(藤原忠通)(覚信)「撰政殿禅師君」の法華会堅義について、藤原宗忠は「就中末代之仏法、以貴種可為貴首歟。無其威者、難保之故也」と評したが、ここでも僧侶の貴種は撰閥家出身の人を中心に論じられた。一一世紀中葉における「貴種」の家の成立に伴って転換された「貴種」の概念は、ほぼ同時期に、同じく撰閥家を中心として、興福寺をはじめとする寺院社会にも持ち込まれたといえる。

すると、ここで「貴種」の家の原型が一一世紀以前に遡って存在した可能性も考えられる。『釈家官班記』には「貴種」

すなわち皇子・皇孫・摂関子孫・大臣子孫の昇進次第が臨時受戒・一身阿闍梨・僧綱の順に記されているが、「貴種」の人が一身阿闍梨になる濫觴を尋禪に求めた。尋禪は藤原師輔の男であり、天延元年（九七三）一身阿闍梨になり、同二年には大臣の子の中ではじめて僧綱になった。²⁹もともと、「釈家官班記」は青蓮院の尊円法親王が文和四年（三三五）勅定により作ったものなので、一四世紀の史料を根拠に一〇世紀における「貴種」の家を想定するのは難しい。それでも、尋禪を「貴種」の初例として取り上げた『釈家官班記』の記述は、摂関家を中心とする「貴種」の家の系統が藤原師輔の子孫から芽生えたということを示しているように思われる。

要するに、「貴種」の語が上級貴族の家格を意味し、特定の門流に限られるようになったのは、一一世紀中葉以後のことであった。「貴種」の家の成立は忠平以降の藤原北家による摂関の継承に端を発し、その原型は一〇世紀中葉にまで遡及することもできよう。こうした概念の転換は摂関家の動向と密接に関わっていたのである。

- ① 『中右記』康和四年（一一〇二）八月二十九日条、『尊卑分脈』為光公孫。
- ② 『公卿補任』延久元年（一〇六九）右大臣正二位源師房、康和二年（一一〇〇）大納言正二位源師忠。
- ③ 『公卿補任』永観二年（九八四）非参議従三位藤道隆、『小右記』永祚元年（九八九）二月三日・二三日条。
- ④ 『公卿補任』正暦五年（九九四）内大臣正三位藤伊周、長久五年（一〇四四）前中納言正二位藤隆家。
- ⑤ 『小右記』長徳二年（九九六）四月二四日条。
- ⑥ 『尊卑分脈』道隆公孫。
- ⑦ 『後二条師通記』寛治二年（一〇八八）二月二五日条、『中右記』寛治五年（一一〇九）二月二日条、同八年（一一〇九四）正月一〇日条。
- ⑧ 『中右記』寛治四年（一〇九〇）十一月十七日条、承德二年（一一〇九）七月九日条、『殿暦』元永元年（一一一八）閏九月二日条。
- ⑨ 『兵範記』久安五年（一一四九）一〇月二日条、『公卿補任』仁安三年（一一六八）非参議従三位藤信隆。
- ⑩ 『尊卑分脈』頼宗公孫。
- ⑪ 『尊卑分脈』頼宗公孫、基頼、『中右記』長治元年（一一〇四）五月二日条、『尊卑分脈』によれば越前守・能登守・常陸介任官の経歴も見られる。
- ⑫ 『公卿補任』承安二年（一一七二）非参議従三位藤基家。
- ⑬ 『尊卑分脈』頼宗公孫、基家。
- ⑭ 笹山晴生「平安前期の左右近衛府に関する考察」（同『日本古代衛府制度の研究』東京大学出版会、一九八五年、初出は一九六二年）二二九～二三五頁、橋本義彦「貴族政権の政治構造」一〇七～一〇八頁、

- ⑮ 元木泰雄「撰関政治の衰退」(同『院政期政治史研究』思文閣出版、一九九六年、初出は一九九四年 七六～七八頁。
 ⑯ 『台記』久安六年(一一五〇) 二月二十四日条。
 ⑰ 『台記』久寿二年(一一五五) 四月二七日条。
 ⑱ 『大乘院日記目錄』一、承保元年(一一七四) 条、『簡要類聚鈔』第一(一)乗院文書(抄)——京都大学国史研究室蔵——』京都大学
 国史研究室、一九八一年)院主次第、『興福寺別当次第』卷一、覚信大僧都。
 ⑲ 『中右記』大治二年(一一二七) 一〇月三日条。
 ⑳ 『釈家官班記』下卷、貴種昇進次第・一身阿闍梨事、『僧綱補任抄』上、天延二年(九七四)、尋禪。

おわりに

以上、本稿では「貴種」という言葉の出現と歴史の変遷について検討してみた。「貴種」は王臣家の台頭と時を同じくして九世紀に初めて出現した。それは臣下としての貴族官人の官位秩序に基づいて、三位以上ないし公卿の子弟を意味する表現であった。親王・内親王や源氏も「貴種」と呼ばれていたが、それは天皇の血を引くことにより付けられた称号ではなかった。つまり、「貴種」は古代から始まり、平安貴族社会の形成に伴って現れた概念であった。

一〇世紀に入って王臣家の勢力は初期権門に発展し、藤原氏と源氏を中心とする平安貴族社会が編成され、公卿に昇る人々もほとんど藤原氏と源氏に集中されていった。一一世紀中葉以後、「貴種」の語は家格としての性格を帯びるようになり、撰関家をはじめとする限られた少数の家柄のみが「貴種」と称された。中世貴族層の家格とされる公達・諸大夫^①に比べてみると、「貴種」の家は諸大夫層を含まないのもちろん、公達家の範囲とも一致せず、一部の公達家に限られていたことがわかる。この時期の「貴種」は、王家や撰関家など中世権門貴族の身分として定着するのである。

権門の身分としての「貴種」は、貴族社会のみならず、他の権門勢力でも共有される身分構成の要素であったと考えられる。寺院社会における僧侶の「貴種」の存在からもその様相がうかがわれる。ただ、ここで武家権門の貴種が問題となる。

貴種の語は武家の棟梁・将軍や武士の身分を論ずる際に頻繁に使用される言葉でもある。武家権門は中世権門体制を構成する勢力のひとつで、その成立は古代から中世への転換期の中で重要な出来事である。これまでの研究では、武家の貴種を貴族社会の秩序とは無関係のものとして見做したり、貴族の身分に依拠しながら相対化された概念として理解したりしてきた。これもまた貴族社会の「貴種」との関係をも十分に考慮して、総合的な理解を求めべきである。

ところが、本稿の検討によれば、平安時代を通して「貴種」と称されるような武士は存在しなかったといえる。実際、平安時代の史料には武士を「貴種」と称した例は見られず、平家や源氏将軍家も貴族社会の基準からすれば「貴種」の名称を得ることはできない。武家の棟梁や将軍の家柄の尊貴性が貴族社会の身分秩序とは異なる相対的な基準によるものであるとすれば、中世社会において武家権門の位置づけ、そして将軍家の家格、他権門との身分関係についても考察する必要がある。これらの問題点は今後の課題として検討していきたい。

① 玉井力「院政」支配と貴族官人層（同『平安時代の貴族と天皇』

岩波書店、二〇〇〇年、初出は一九八七年）八二頁。

② たとえば安田元久氏は『吾妻鏡』治承四年（一一八〇）八月二六日

条の三浦義明の発言を挙げて、源家の嫡流を貴種として尊重する当時の現象から河内源氏の貴族的性格を指摘している。（『武士団の形成』

『岩波講座日本歴史』4 古代4 岩波書店、一九六二年、一五八―一五九頁）上横手雅敬氏も同じ記事から貴種が単なる血統の高貴さを意味するものではなく「中央国家の然るべき地位についての経験がある」

棟梁の門閥の出身者とみた。（『鎌倉幕府と公家政権』同『鎌倉時代政治史研究』吉川弘文館、一九九一年、初出は一九七五年、五頁）他にも川合康氏の「武家の天皇観」（同『鎌倉幕府成立史の研究』校倉書房、二〇〇四年、初出は一九九五年）、野口実氏の「豪族の武士団の成立」（元木泰雄編『日本の時代史7 院政の展開と内乱』吉川弘文館、二〇〇二年）など、頼朝と武家の棟梁の貴種性に関わる論考は枚挙にいとまがない。

〔付記〕本稿は、二〇一四年度京都大学大学院文学研究科修士論文の一部をもとに、日本史研究会古代史部会（二〇一五年六月二二日）および古代史サマセミナー（群馬、二〇一五年八月二二日）報告でのコメントや議論を踏まえて作成したものである。ご意見、ご教示をくださった方々に厚く御礼を申し上げます。

（京都大学大学院文学研究科博士後期課程）

The Aristocracy in the Heian Period and *Kishu* (Noble Birth)

by

KIM Hyunkyung

Kishu 貴種 (noble birth) is used as a term while discussing the class structure of Medieval Japan. This term is related to the theory of *kenmon taisei* (the system of governance by several powerful families) proposed by Toshio Kuroda. It is said that *kishu* is the primary social class for a group of leaders from powerful aristocratic families, and prescribed by the standard of an official rank. However, although Kuroda brought the word *kishu* from historical records in the medieval period, it is also found from 9th century documents. In the aspect of ancient Japanese history, *kishu* is considered as the word concerning the lineage of the Emperor. The relationship between ancient and medieval concepts of *kishu* has not been argued at all. Establishing a consistent understanding of *kishu* is important for a discussion of the turning point in Japanese history, a serious change from the ancient society to the medieval one. In this article, I clarify the meaning and the indicated target of *kishu* using examples of historical records during the Heian period, especially *shijo*(preface of poems) which was rarely used in historical researches, so that new findings on families and the family status in Japan's medieval age can be provided.

The first appearance of *kishu* in historical documents is in the early 9th century. It is used by a scholar-nobleman who used to be a *monjōshō* (student of literary studies in the Imperial University), as a meaning of 'offsprings of 3rd court rank officers or higher.' It is determined that the word *kishu* came from literature and history books of ancient China, which were textbooks for *monjōshōs*. According to those examples, it is found that *kishu* was relevant to the blood of noblemen who had high court rank. It does not apply to the Imperial family.

However, Sugawara no Michizane, a scholar-nobleman with a *monjōshō* career, was using the word *kishu* in a different way in the late 9th century document. He called a daughter of the Emperor as *kishu*, so that a member of the Imperial family was treated like offsprings of high rank noblemen. Each of 3rd court rank officers or higher was given his own domestic

governing institution, and it was same for sons and daughters of the Emperor. Those families were called *Ōshinkes*, which were so powerful that they began to have influence over the appointment of *monjōshōs* in the early 9th century, when the word *kishu* first appeared. Therefore, considering the actual situation at that time, *kishu* indicated descendants of *Ōshinkes* as powerful families.

After that, the word *kishu* did not appear until the middle of 11th century. It is remarkable that *kishu* is not shown during the *Sekkan* period. In the late 11th century, the first example of *kishu* was found from a diary of a nobleman, used with the word *kaimon* (family of the minister). Compared to the 9th century, *kishu* was focused on a certain family, not the personal court rank. Many examples of *kishu* in *shijos* of the 11th~12th centuries are found with words like families of ministers or court nobles. In other words, descendants from families of ministers or court nobles were called *kishu*.

A family of ministers or court nobles is a group of people who have their ancestors of ministers or court nobles. If a member of that family is not in a position of court noble, he could still be called *kishu*. On the contrary, even though a person who does not belong to the family of *kishu* became a court noble of high rank, his family could not get the name of *kishu*.

Unfortunately, it is difficult to find out when the family of *kishu* was established, because we lack historical records in the *Sekkan* period. However, if we search the last generation of court nobles in a family of *kishu* and the first person who could not reach the position of court nobles as an ancestor of a non-*kishu* family, they were people in the middle of 11th century. At that time, the meaning of the word *kishu* as a family status became clarified. It was because Fujiwara *Sekkan* family declined and found it hard to produce many court nobles. In contrast, members of other families obtained promotion to become court nobles. Therefore, the word *kishu* became limited to families around the *Sekkan* family. And there is some possibility that the concept of *kishu* as a family status was started to be made from 10th century, when offsprings of Fujiwara no Morosuke prospered.

It is said that family status in the medieval Japan existed, such as *kindachi* (able to be court nobles) and *shotaiфу* (under court nobles). *Kishu* was a different status from *kindachi*, and it became the name of the social class for powerful families of the Heian aristocracy.